

## RDAにおける“jurisdiction”という語をめぐる ―法律著作の関連指示子―

古川 肇

### 1

英語圏の歴代の目録規則において、法令、条文などの法律資料の標目に関する規定群のなかに *jurisdiction* という語が頻出する。そして『英米目録規則第2版 日本語版』では、これに対して、筆者の見落としでなければ、一律に「法域」という訳を与えている。本稿は、この原語および訳語について考察しようとするものである。

RDA付録Iの、資料と個人・家族・団体との関連に関する関連指示子は、*Anglo-American Cataloguing Rules, 2nd edition* (以下AACR2) 21.0Dの役割表示 *designation of function* を継承したもの、とも見ることができるが、この表示がわずかに *comp., ed., ill., tr.* だけであったのに、付録Iには著作から個別資料にわたって比較にならない多数の指示子が列挙されている。このうち、著作と結合した個人・家族・団体については、本文(19.2/19.3)に対応して、創作者 *creator*<sup>1)</sup> に関する関連指示子 (I.2.1) と、それ以外の個人・家族・団体に関する関連指示子 (I.2.2) に二分され、前者として *author* などが、後者として *honouree* (記念論文集の被記念者) などが列挙されている。創作者とは、従来の基本記入標目、およびそれに準じて内容に第一次的に責任を有する共著者を指すと見られる。ちなみに、基本記入標目の選定については本文の6.27.1に規定されていて、*main entry* の語はもはや使用されていないものの、概念は保持されている。

このリストに *jurisdiction* そのものは存在しないが、この語を含むものとして、I.2.1 に *enacting jurisdiction* が、I.2.2 に *jurisdiction governed* が含まれている。*jurisdiction* を能動的なものと受動的なものに二分しているのであるが、付録I全体が要するに資料をめぐる行為者 (*author* の類) や被行為者 (*honouree* の類) などのリストである以上、これに含まれる *jurisdiction* を従来のように「法域」と訳して済ませるわけにはゆかない。では何と訳すか。「国際目録原則覚書」の次の一節に手掛かりがありそうである。

**6.3.4.3.1** 団体が法域や地域管轄団体の一部であるときには、典拠形アクセスポイントに(中略)、当該地域の名称として現在用いられている形を含めるものとする。(when the corporate body is part of a jurisdiction or territorial authority, the authorized access point should include the currently used form of the name of the territory ... ) (国立国会図書館訳)

原文中の“*jurisdiction or territorial authority*”において接続詞 *or* は「すなわち」とか「言い換えると」という意味であるから、*territorial authority* を「国際目録原則覚書」の国会図書館訳に従って「地域管轄団体」とすれば、*jurisdiction* にもこの訳語を充てることができるだろう。

また *Oxford English Reference Dictionary, revised 2<sup>nd</sup> edition* における *jurisdiction* を引くと、その語釈は次のようである。

**1 the administration of justice. 2a legal or other authority. b the extent of this; the territory it extends over.**

この第 2 項によって、地域管轄団体の方がより原義であり、その権力が及ぶ範囲が法域に相当すると位置付けられる。

ここまで進んで来ると、おのずから次のことが思い起こされる。すなわち、政府（国レベルとは限らず地方公共団体レベルをも含む）に対する標目は、それが支配する地域の名称（以下「地名」）で表すのが、以前から英米図書館界の方針である、という事実である。目録規則から引用するならば、「政府には慣用名を用いる。（中略）政府の慣用名は、政府が支配権を有する地域（国、州、県、自治体など）の地名（中略）である。」（AACR2 24.3）この用法が社会一般の常識に合致していることは、例えば「フランス共和国（*République française*）、通称フランスは、西ヨーロッパ西部に位置する共和制国家である。」（ウィキペディアの「フランス」の項の冒頭を一部改変）という文章からも察知できるが、それはともかく政府と地名との関係は、*jurisdiction* における地域管轄団体と法域との関係と、何と類似していることであろう。というより筆者のように行政や法律に疎い者は、つい「地域管轄団体と政府、法域と地名はそれぞれ同義ではないのか、いっそ政府と地名に統一してよいのでは。」などと思ってしまう。しかしわざわざ別の用語を充てているからには、やはり意味の相違が存在するのだろうから、素人の速断は控えるが、その代わり素人の気安さで、本稿では以下 *jurisdiction* を法律制定主体または法律適用地域とよぶことにする。

## 2

法律制定主体が支配する地域と、法律適用地域との間には、不一致の生ずる場合がある。その顕著な例は本国政府と植民地である。このような場合、長らく英米系の目録規則では、前者ではなく後者を基本記入標目としてきた。たとえ著者性の原則に反してもこの方が利用者の検索の利便にかなう、との方針によるものと考えられる。

この種の非著者標目に関しては、ルベツキーを継いで *Anglo-American Cataloguing Rules* 初版（以下 AACR1）の編集長となったスポルディングが、かつて包括的な考察を試みた<sup>2)</sup>。彼によると、AACR1 の基本記入の標目は 4 つの原則のどれかに基づいている。それは①著者原則、②書名原則、③カテゴリー原則、④関連名原則である。前二者は西洋の

伝統的な著者目録の原則そのものであり、後二者から非著者標目が発生するわけだが、このうち④は、著作と強い関連をもつ名称を標目とする原則の意であり、本国政府と植民地の法律の場合はこれに属する。例えば、米国議会図書館の目録には次のような実例がある。

**Corporate name:** Korea (Government-General of Chōsen, 1910-1945). Laws, statutes, etc. [from old catalog]  
**Main title:** Chōsen shiho [eiyo]  
**Published/Created:** 19 [1944]  
**Description:** 8, 560 p. ; 19 cm.

これは日本統治時代の朝鮮に適用された法律の書誌レコードであり、著者原則ならば当然 **Japan** が標目となるべきところ、法律適用地域の **Korea** が標目となっている (“Laws, statutes, etc.” は、現在は存在しない形式副標目というもので、カテゴリ原則に基づくといえる)。

このような本国政府と植民地のほかに、上位の政府と下位の政府という不一致もある。次の AACR2 日本語版における例示は、AACR1 以来（あるいはそれ以前からか）後述のように RDA のある段階の草案まで継続していたものである。

法律が、それが適用される法域以外の法域によって制定されたものである場合は、その制定した法域に対する標目のもとに副出記入を作成する。副出記入に（中略）統一タイトルを付記する。

**Code of the public local laws of Worcester County**（中略）

基本記入はウースター郡に対する標目のもとに、法律に対する統一タイトルを付記して

副出記入をメリーランド州に対する標目のもとに、法律に対する統一タイトルを付記して[AACR2日本語版 21.31B1第2項]

この例示を取り上げる前に条文の訳文に触れる。既述のように AACR2 日本語版は **jurisdiction** に対して、一律に「法域」という訳を与えているため、ここで「法域によって制定された」という妙な文が生じてしまった。これを能動態に換えると「法域が制定した」となり、エリアが制定の主語になってしまう。ここでは **jurisdiction** を「地域管轄団体」などと訳さなければならないところである。

さて、例示は米国メリーランド州が制定して州内のウースター郡に適用した法律であり、前者ではなく後者を基本記入標目に選択するのである。この同一資料が RDA では、著作と個人・家族・団体との関連を扱う第 19 章に、2 つの例示として位置づけられている。

## **Maryland**

Authorized access point representing the enacting jurisdiction for: Code of the public local laws of Worcester County (以下略) [RDA 19.2.1.3 Recording Creators]

## **Worcester County (Md.)**

Authorized access point representing the jurisdiction governed for: Code of the public local laws of Worcester County (以下略) [RDA 19.3.2.2 Jurisdiction Governed by a Law, Regulation, etc.]

同一体現形に、メリーランド州が創作者の一種である *enacting jurisdiction* として関連付けられ、ウースター郡がそれ以外の団体の一種である *jurisdiction governed* として関連付けられている。そして、第一の例示はこの種の著作も著者原則に従うようになったことを示し、第二の例示は従来の方式も継続することを示し、今まで通り両者のどちらからも検索できるようにすべきであることを示している。かつて筆者はこのように解釈して「ここにこの [非著者標目を標目を選ぶ] 規定の長い歴史も終わった。」<sup>3)</sup> と記したのである。ところが、最近になって筆者には、この断定には補正が必要でありかつ謎が存在することが分かってきた。

### **3**

まず著者原則に従うべく変更された段階について、筆者は初めて「-RDAの完成-」というサブタイトル付きの旧稿<sup>4)</sup>で前節のように言及したものの、正確には2007年6月18日付の草案<sup>5)</sup>においてである旨をここに述べて、補正としたい。次の6.7.1.2である。

#### **6.7.1.1 Jurisdiction governed by the law**

6.7.1.1.1 □ For laws governing one jurisdiction, provide an access point for the jurisdiction governed by the law(s). (中略)

#### **6.7.1.2 Jurisdiction enacting the law**

6.7.1.2.1 □ If the law or laws are enacted by a jurisdiction other than the one they govern, provide an access point for the enacting jurisdiction.

Maryland

*(Access point representing the enacting jurisdiction for: Code of the public local laws of Worcester County (中略))*

この結果、法律制定主体が支配する地域と法律適用地域が一致する場合は6.7.1.1を、一致しない場合は6.7.1.2を適用するわけである。

筆者が前節で謎と言ったのは、次の2007年12月17日付の草案<sup>6)</sup>以降、これに続く全体草案、本版と、この6.7.1.2の規定が姿を見せなくなったことである。他方、伝統的な趣旨の6.7.1.1は文言こそ変わるものの途切れることなく単独で現存する。

だが、このような関連名原則を含んだ規定は、基本記入標目においてこそ許容されたのであり、創作者という狭い概念においてはもはや認められない。筆者は、かつての6.7.1.1と6.7.1.2を統合して、法律制定主体の支配する地域と法律適用地域が一致しようとしまいと、法律制定主体を創作者とし、関連名原則に基づく形は異形アクセス・ポイントに位置づけるべきである、と考える。

---

注(最新アクセス日：2014年2月26日)

- 1) 「作成者」という訳語も存在するが賛同し難い。
- 2) Spalding, C. Sumner, "Main Entry: Principles and Conter-Principles," *Library Resources & Technical Services*, 11:389-396(Fall 1967). [阿刀田高訳「基本記入：原則と原則違反」『現代の図書館』6:126-131 1968 年9月]
- 3) 古川肇「書誌レコードおよび典拠レコードに関する規則の成立 - RDAの完成 -」『資料組織化研究-e』59, 2013, p.29 <<http://kiyo.info.gsc.osaka-cu.ac.jp/TS/issue/view/37>>
- 4) 上掲。
- 5) Joint Steering Committee for Development of RDA. RDA: Resource Description and Access Part A – Constituency Review of June 2007 Draft of Chapters 6-7: 5JSC/RDA/Part A/Chapters 6-7/Rev. 2007. p.6-36/37. <<http://www.rda-jsc.org/docs/5rda-parta-ch6&7rev.pdf>>
- 6) Joint Steering Committee for Development of RDA. RDA: Resource Description and Access Sections 2-4, 9 – Constituency Review of December 2007 Draft: 5JSC/RDA/Sections 2-4, 9. 2007. 463p. <<http://www.rda-jsc.org/docs/5rda-sec2349.pdf>>

(ふるかわ はじめ)

(2014年2月27日受付)

(2014年3月11日受理)